

委第1号議案

越谷市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

越谷市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)3月16日

提出者 越谷市議会 守屋 亨  
議会運営委員長

提案理由

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場について、  
所要の改正を行う必要があるため、提案するものである。

## 越谷市議会会議規則の一部を改正する規則

越谷市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

議会報専門協議会	議会報の編集、企画、発行等に関する事項の協議を行う	議長、副議長及び会派から選出された議員	議長	を
図書室協議会	図書室の運営等に関する事項の協議を行う	議長、副議長及び会派から選出された議員	議長	

」

広報・図書室協議会	議会広報及び図書室に関する事項の協議を行う	議長、副議長及び会派から選出された議員	議長	に
-----------	-----------------------	---------------------	----	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年5月14日から施行する。